

## 審査基準

令和4年2月1日作成

法令名：古物営業法
根拠条項：第5条第4項
処分の概要：許可証の再交付
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法令の定め： 古物営業法施行規則第4条（許可証の再交付の申請）
審査基準： 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間：14日
申請先：主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課営業係（電話058-271-2424） 主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する警察署の生活安全課
備考：